

鳥取県高性能農業機械導入計画

毎週火曜日及び
行 発 日曜日

金 額
(当たるの
に、休日
がとる額)

第1

高性能農業機械の類別と大きさ

- ◆ **出 示** 鳥取県高性能農業機械導入計画
- **出 口**
- **出 示**

種類	I	II	III	IV
トラクター	30PS級 (25PS以上)	40・50PS級	60・70・80PS級	90PS級 以上
トレンチャー	8PS以上 主に自走式(歩行型)	トランチャー用 (チューン) 主にトレンチャー	自走式乗用型	
田植機	4～5条植 (乗用型)	6条植以上		
スピード スプレヤー	糞液吐出し量 50L/分未満 風量500m ³ /分 級未満	50L/分以上 70L/分未満 500～800m ³ /分 級未満	70L/分以上 800m ³ /分級以 上	"
コンバイン	刃幅 0.8m以上1.2 m未満 10PS以上 自脱型	1.2m以上 15PS以上 自脱型	2.5m以上3.5 m以下普通型	3.5m以上 普通型
フォーレージ ハーベスター	刃幅 1.0m未満	1.0m以上 1.2m未満	1.2m以上 1.5m未満	1.5m以上
ピーソ ハーベスター	1条刈	2条刈		
		(乗用型)		

鳥取県高性能農業機械導入計画

農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十一號)第五條の三第一項の規定に基いて、鳥取県における高性能農業機械導入計画を定めたので、同条第四項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十八年三月三十日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 伸 夫

(注) 上表の左欄に掲げる機械の種類ごとに馬力(PS)等の能力に応じ、2～4類に分類し、次表以下に用いる。

2 昭和60年における高性能農業機械の種類別利用面積

高性能農業機械の種類	地 目	地目別面積 (ha)	高性能農業機械の類別	類別ごとの面積割合(%)	地目別面積ごとの利用面積割合(%)		
					I	II	III
トランクター	田	29,100	I	7,500	25.8	500	33.3
			II	1,500	5.2	500	33.3
			III	500	1.7	200	13.4
畑		5,300	その他の他	19,600	67.3	4,800	39.0
			I	1,500	28.3	3,000	24.4
			II	250	4.7	1,500	75.0
果樹園		6,000	III	100	1.9	500	25.0
			その他の他	3,450	65.1	800	94.1
			I	1,500	25.0	50	5.9
果樹園		3,000	II	300	5.0	4,500	36.6
			その他の他	4,200	70.0	12,300	88.9
			II	200	34.5	II	33.3
草地		580	III	250	43.1	III	50.0
			IV	50	8.6	IV	16.7
			その他の他	80	13.8	VI	16.7
トレンチャーチャー	果樹園	2,500	I	200	8.0	VII	16.7
			II	1,000	40.0	VIII	16.7
			その他	1,300	52.0	IX	16.7
田植機	水田	18,500	I	200	1.1	IV	6.6
			II	5,000	27.0	V	33.3

3 利用規模の下限

(1) トランクター

地域名	区分			田 (ha)			畑 (ha)			果樹園 (ha)			草地 (ha)		
	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III	I	II	III
A 地域 ($\frac{1}{a}$ 画面以上で集団化)	7	12	18												
B 地域 ($\frac{10}{a}$ 画面以上で集団化)	6	9	—												

(田と同じ。)(水田に準ずるか作業機と組合せにより決まる。)

(2) トレンチャーチャー

地域名	区分			樹園地 (ha)		
	I	II	III	I	II	III
県 全 域	4	6	—			

(注) 桑及び茶園を含む。

島取公報

(3) 田植機

区分	I (ha)		II (ha)
	歩行型	乗用型	
A 地域	5	4	7
B 地域	4	3	—

(4) スピードスプレヤー

区分	果樹園 (ha)		
	I	II	III
県全域	1	3	4

(5) コンバイン

区分	田 (ha)	
	I	II
A 地域	4	8
B 地域	3	—

(6) フォーレージハーベスター

区分	田畠 (ha)	
	I	II
地域名	フレール型ダイレクト方式	トウモロコシ専用機
県全域	9	7

(7) ビーンハーベスター

区分	転作水田 (ha)	
	I	II
地域名		
県全域	2.5	

第2 計画の期間

昭和58年から昭和60年までの3年間とする。

第3 高性能農業機械の導入を効果的に行うために必要な条件の整備をする事項

1 ほ場条件

地目	ほ場条件整備の基準	昭和57年に左の規準に基 づく整備予定面積 (ha)		昭和60年に左の規準を備え している面積 (ha)	
		昭和59年	昭和60年	昭和59年	昭和60年
田	1 高性能農業機械の走行可能な 土の硬さがあること。 2 地図画の形状は原則として長方 形で次のように整備されている ことが望ましい。	12,000	11,000	1,000	1,000
	田類別 長辺 I 50m以上 II 以上 100m程度				

1 区画の形状は原則として長方 形で、その大きさは長辺が100 ~200m 程度あることが望まし い。 2 傾斜地は区画の長辺が等高線 に沿つてること及び傾斜は等 高線作業と最大傾斜線作業と 異なるが、10度程度とすること が望ましい。	3,000	120	120	130	3,370

区分	果樹園				
	I	II			
地域名					
県全域	2,600	50	50	50	2,750

草地	3 区画の形状及び大きさは、波状地が多いので、機械の耐傾斜性能を考慮して区画を設定する。 2 草地の傾斜は安全上おむね12度以下であることが望ましい。 い。温地牧野等の改良草地では排水対策がとられていること。	490	30	30	30	580
(注) 共通事項						
(1) ほ場の団地化						

実作業率を高めるよう可能な限り団地化されていること。ほ場

のまとめりは、少なくともトラクター1日の作業負担面積に達していることが望ましい。

(2) 農道等

トラクター単体だけでなく、作業機(トレーラーを含む。)を装着又はけん引した場合においても、その走行に支障がないよう整備されているとともに、幅員、交差部の腰切り、橋等が整備されているほか、水田にあっては田面からの高さ及びは場進入部について、畑にあつては勾配及び曲率半径についてその走行に支障のないよう整備されていること。

2 栽培条件

地目	作物	栽培条件整備の基準
水	水稲	1 農業機械の年間稼動時間を増大させることとともに、作業効率を高めるため集団的な栽培の体制が整つて

牧草地	樹果園地	1 機械の利用し易いよう植栽、樹形及び果樹棚等が整えられ、旋回の場所が確保されていることが望ましい。 2 水田の場合の1に準ずる。
3 関連機械施設条件		
関連機械施設名 関連機械施設整備の基準		

格納施設	1 トラクター、作業機等の日常整備に必要な部品及び工具等が整備されていること。 2 次のような条件に適合する格納施設が設置されていること。 ア 施設の床面積は、トラクター、作業機及び装備品(以下トラクター等といふ)の格納所必要床面積に、トラクター等の交換、脱着作業に必要な面積日常点検に必要な面積並びに床面の形状と出入口の位置等に応じた通路面積を加えたものであり、
------	--

かつ、その床面積に見合う格納施設の年間所要経費（施設の減価償却費、修理費、資本利子、租税公課及び保険料）が格納するトラクター等の購入費の総額に比較して妥当なものであること。

イ 施設の出入口は、その高さがトラクター等の高さに応じたものであること。

3 附帯施設として、工具置場、洗車施設、ホイスト等が併置されていることが望ましい。

4 組織的利用条件

区分 主な組織的利用形態	組織的利用条件 整備の基準	昭和57年 において 左の基準 を備えて いる組織 数		昭和60年 において 左の基準 を備えて いる組織 数	
		昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和59年
農家集団による共同利用	類別に対応する利用規模の下限以上の中利用面積についての調整があらかじめ集団によって行われていること	199	10	11	10
					230

2 農業機械士の認定計画

農業機械士の種類	昭和56年度 までの認定 者数	認定計画			昭和60年度 までの認定 者数
		昭和57 年度	昭和58 年度	昭和59 年度	
1級農業機械士	77	—	10	10	107
2級	214	45	45	45	394
計	291	45	55	55	501

(注) 農業機械士の種類は、中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領（昭和57年7月16日付受農改第73号鳥取県農林水産部長通知）による。

第4 高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

1 農業機械作業従事者研修計画

種 類	昭和56年度 までの研修 修了者数	研修計画			昭和60年度 までの研修 修了者数
		昭和57 年度	昭和58 年度	昭和59 年度	
農業機械1級研修	99	—	13	13	138
〃 2級研修	254	50	50	50	454
計	353	50	63	63	592

農業機械銀行 方式による組 織的受託利用	類別に対応する利用 規模の下限以上の中 利用面積が受託利用 して確保されるよう託 付託のされ てあると ともに受託者の負担が 上がっていること	昭和57年 において 左の基準 を備えて いる組織 数		昭和60年 において 左の基準 を備えて いる組織 数	
		昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和59年
農業機械銀行 による集団利 用	6 1 2 2 11				

(注) 農業機械士の種類は、1の同要領による。

3 農業機械等の養成配置に関する方針

中核的農業機械利用技能者養成については、農業者及び農業青少

・ライセンサー等の利用についての調整
・運営計画との調整
等機械利用組織以外
の関係機関との連け
いがされていること

年（農業経営大学校生を含む。）を対象に県立農業経営大学校で農業機械技能1研修（年1回）及び同2級研修（年3回）を実施する。

これらの研修終了者、農業機械士を農業機械利用集団へ配置し、農業の生産性向上と農作業安全の確保に努める。

4 県、市町村等における指導体制の整備

(1) 県は、農林水産部関係機関・農業関係団体等との連携を保ちながら農業機械化を推進する。

(2) 市町村及び農業団体においては、地域の実情に即した農業の機械化を図るとともに、農作業安全、農業機械作業環境の改善等、農業機械の効率的利用を推進する。

第5 その他高性能農業機械の導入に関する必要な事項

1 高性能農業機械の効率的利用を推進するための方策

(1) 基本方針

農業生産の推進力となる農業機械化は地域の特性や諸条件に適合したものであつて、その導入が経営の規模拡大を誘導し、経営の発展を促すものでなければならない。このため、生産（利用）組織の育成強化をはじめとして、土地基盤の整備、栽培の集団化、農用地の有効利用、中核的農業者の確保など諸条件を考慮しながらより効率的農業機械利用体制の整備を図るとともに、農作業の安全を確保する。

(2) 効率利用の推進方策

ア 農業機械の導入合数の決定に当たつては、高性能農業機械導入計画に基づく利用面積の下限の範囲で行うものとし、利用面積の拡大に努める。

イ 国の補助事業による農業機械の導入はその採択基準によるものとする。

ウ 農業機械の安全性の確保上、農機具の型式検査又は安全鑑定合格機種を導入する。

エ 機械化に適した土地基盤の整備（用排水溝、区画、農道等）とともに、交換分合等による耕地の集團化をはかる。

オ 地域の適作物を集團栽培して、機械利用規模の拡大ができるよう作期の調整をはかる。

カ 農業機械銀行等を導入している地域にあつては、広域化、作業規模拡大の方向でより効率的な機械利用を進める。地域の諸事業により機械銀行が導入できない地域では、個別の農作業受託農家を核として小集団を組織し作業受託の推進を図ることで遊戸機械の活用を促進し機械の過剰投資を防止する。

キ 中核的農業機械利用技能者養成事業実施要領に基づく農業機械士等の適正な技能を有する者を確保して、農業生産技術の高位標準化を図るとともに、各種補助事業及び制度資金で機械導入する場合、農業機械士の適正配置を図る。

ク 農作業従事者の安全確保のため、地域ごとの安全対策（講習会、安全教室、機械の点検整備等）を進める。

ケ 農業機械の整備点検体制を整え、長期にわたつて効率的な活用ができるよう配慮する。

2 修理整備体制の整備

(1) 整備施設の設置

昭和57年における施設数			昭和60年における施設数				
特A級	A級	B級	C級	特A級	A級	B級	C級
15	19	24	21	18	25	20	20

(注) 整備施設の分類(特A級、A級、B級、C級)は農業機械整備施設基準(昭和44年5月31日付44農政第2258号農林事務次官依命通達)による。

(2) 点検整備等の体制に対する指導の方針

ア 近年の高性能、複雑化した農業機械の普及及び中古農業機械の需要の増加にからがみ、これら農業機械の適正な整備を確保し、その有効利用と適正な流通を促進するため整備施設の認定を行うとともに、中古農業機械の安全装備等に関する知識及び整備技能を習得させるための研修等を行う。

イ 農業機械の保守点検整備に関する農業者の知識及び技術水準が高いとはいひ難いので、整備施設の技能者、農業機械士等を中心とした農業機械の安全対策安全装備等について、農業者の自主的な点検整備が励行されるよう指導体制の充実をはかる。

3 農業機械作業事故防止及び労災加入促進のための指導方策並びに指導体制の整備

(1) 指導方策

農業機械の大型化及び高性能化に伴う事故防止のため、農作業事故の実態調査及びその分析結果に基づく農業機械の点検整備、安全な取扱い等の講習会及び農作業安全の啓蒙指導を行う。

ア 農作業安全月間を農繁期の5月と10月に設定し、安全に対する意識を喚起する。

- イ 労働災害保険の加入促進のため、農業者及び農業団体等に対し特別加入制度の研修会を開催し、啓蒙を行う。
- ウ 農業機械化研修を通じて、農業者への安全意識の高揚を図る。

(2) 指導体制

農業機械導入利用推進会議を中心として、県関係機関、市町村、農業団体等の連携を密にし、農業者に対する指導を徹底する。

第6 高性能農業機械以外の農業機械利用規模の目安

機械	地域	田、畠等	利用規模 の目安(ha)
管 理 機		田畠等	0.5
耕 耘 機(兼用型)		"	0.7
" (駆動型)		"	1
ト ラ ク タ ー(15 PS 以下)		"	2
" (24 PS 以下)		"	3
田 植 機(2 条)	県	水田	1
" (4 条)		"	2
(稻、麦) バイシダー(1 条)		田畠	1
" (2 条)		"	2
コ ン バ シ ン(2 条歩行型)		"	1
" (2 条乗用型)		"	2
(稻、麦) 脱穀機(自走式)	域	"	2
大 豆 脱 穀 機(自 走 式)		"	2
(稻、麦) 乾燥機(1.5 t)		"	2
" (2.5 t)		"	2
ト レン チ ャ ー(8 PS 以下)		田畠等	2
動 力 噴 霧 機		"	0.5

(注) 利用規模の目安となる面積は単作物を想定し決定したものである。